

監査公表第2号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定による随時監査（工事監査）を執行しましたので、同条第9項の規定により、当該結果を公表します。

令和5年2月21日

呉市監査委員

大 下 正 起

沖 本 恭 治

福 永 高 美

随時監査（工事監査）の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定による随時監査（工事監査）

2 監査の期間

令和4年10月25日から令和5年1月10日まで

3 監査の対象（所管課）

呉市立和庄中学校校舎建設工事（土木部営繕課，教育部学校施設課）

4 監査の着眼点

監査に当たっては，呉市監査基準に準拠し，監査の対象とした工事が，計画，設計，積算，施工等の各段階において，技術的な側面から適正に行われているかという合規性に主眼を置いて，令和4年度工事監査実施計画に基づき監査した。

5 監査の実施内容

設計書及び工事関係書類についての審査並びに工事場所での実査を，協同組合総合技術士連合へ委託して実施した。

6 監査の結果

工事の施工状況は，おおむね適正と認めた。